

令和8年度診療報酬改定 後発医薬品の加算等について

2月13日、厚生労働省の諮問会議である中央社会保険医療協議会総会にて令和8年度診療報酬改定の答申が行われました。本号では、2月1日号として発行した内容に点数を追記して紹介します。

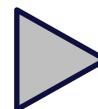
Topic解説

地域支援・医薬品供給対応体制加算

後発医薬品調剤体制加算が廃止される一方で、地域支援体制加算の要件に後発医薬品の数量割合の要件が加わります。名称は『地域支援・医薬品供給対応体制加算』となり、点数はこれまでの4段階から5段階となる見込みです。

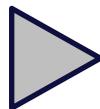
基本的な考え方として、後発医薬品の使用が定着しつつある一方で、不安定な供給が発生することが課題となっています。そういったこともあり、調剤体制加算を廃止し、新たな評価として、地域支援・医薬品供給対応体制加算が示されています。

後発医薬品調剤体制加算 3	90%以上	30点
後発医薬品調剤体制加算 2	85%以上	28点
後発医薬品調剤体制加算 1	80%以上	21点



廃止

現行	
調剤基本料	
地域支援体制加算 1	32点
地域支援体制加算 2	40点
地域支援体制加算 3	10点
地域支援体制加算 4	32点



見直し案	
調剤基本料	
地域支援・医薬品供給対応体制加算 1	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 2	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 3	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 4	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算 5	59点

地域支援・医薬品供給対応体制加算の施設基準（案）

(1) 地域支援・医薬品供給対応体制加算 1 の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。

- イ 地域における医薬品の安定供給を確保するために必要な体制を有していること。
- ロ 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数に占める後発医薬品の規格単位数の割合が八割五分以上であること。

(2) 地域支援・医薬品供給対応体制加算 2 の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。

- イ (1) に掲げる施設基準を満たすこと。
- ロ 調剤基本料 1 を算定していること。
- ハ 地域医療への貢献に係る十分な体制を整備していること。
- ニ 地域医療への貢献に係る十分な実績を有していること。

(3) 地域支援・医薬品供給対応体制加算 3 の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。

- イ (2) のイからハまでに該当すること。
- ロ 地域医療への貢献に係る相当の実績を有していること。

(4) 地域支援・医薬品供給対応体制加算 4 の施設基準
次のいずれにも該当する保険薬局であること。

- イ (1) に掲げる施設基準を満たすこと。
- ロ 調剤基本料 1 又は調剤基本料の注 2 に規定する特別調剤基本料 B 以外を算定していること。
- ハ 地域医療への貢献に係る十分な体制が整備されていること。
- ニ (2) のロに該当する保険薬局であること。

(5) 地域支援・医薬品供給対応体制加算 5 の施設基準
(3) のロ及び (4) のイからハまでに該当する保険薬局であること。

[経過措置]

令和8年3月31日において現に後発医薬品調剤体制加算 1、2 又は 3 に係る届出を行っている保険薬局については、令和9年5月31日までの間に限り、(1)のロに該当するものとみなす。

※ 地域医療への貢献に係る体制及び実績については別途、施設基準通知において規定される予定です。

【施設基準（通知）】（地域支援・医薬品供給対応体制加算1）

- (1) 地域における医薬品の安定供給を確保するため、医薬品の安定供給に向けた計画的な調達や在庫管理を行うこと。
- (2) 他の保険薬局に医薬品を分譲した実績があること。ただし、同一グループの保険薬局への医薬品の分譲は、当該実績に含まれない。
- (3) 医薬品の供給不安等により、患者が持参した処方箋に記載された医薬品が入手困難な場合は、当該医薬品の在庫を持つ保険薬局を探し、当該薬局にあらかじめ連絡して在庫を確認した上で、別紙様式●を用いて当該患者に当該薬局を案内する、処方医に処方内容の変更可否を照会する等、適切に対応すること。
- (4) 重要供給確保医薬品のうち内用薬及び外用薬であるものについて、1か月程度分は備蓄するよう努めること。なお、ここでいう備蓄とは、当該保険薬局に現に医薬品の在庫を保有していることを指し、卸売販売業者が代わりに在庫を確保していること又は卸売販売業者に在庫を確保させていることのみでは、備蓄には該当しない。
- (5) 個々の医薬品の価値や流通コストを無視した値引き交渉を慎むこと。また、原則として全ての品目について単品単価交渉とすること。
- (6) 流通の効率化と安定供給の確保のため、常に適正な在庫量を維持し、卸売販売業者への頻回配送・休日夜間配送・急配に係る過度な依頼を慎むこと。
- (7) 厳格な温度管理を要する医薬品や、在庫調整を目的とした医薬品等については卸売販売業者への返品を慎むこと。
- (8) 医薬品の流通改善及び安定供給の観点から、地域の保険医療機関や保険薬局、医療関係団体と連携し、取り扱う医薬品の品目についての情報共有や、事前の取決めを行うことが望ましい。
- (9) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が**85%**以上であること。
- (10) 後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示すること。

バイオ後続品調剤体制加算

バイオ後続品の使用を促進する観点から、薬局におけるバイオ後続品の調剤体制の整備及び患者への説明について、新たな評価として、バイオ後続品調剤体制加算が新設されます。

新設

バイオ後続品調剤体制加算 **50点**

【施設基準】

バイオ医薬品の適切な保管及び患者への適切な説明が可能であり、バイオ後続品の調剤を行うにつき必要な体制が整備されていること。

【算定要件】

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）においてバイオ後続品（インスリン製剤を除く。）を調剤した場合には、バイオ後続品調剤体制加算として、**50点**（特別調剤基本料Aを算定する保険薬局において調剤した場合には、100分の10に相当する点数）を所定点数に加算する。

【施設基準（通知）】

- (1) 当該保険薬局において調剤したバイオ医薬品（バイオ後続品のあるものに限る。以下本項において同じ。）の規格単位数量及び当該バイオ後続品の規格単位数量を合算した数量に占める当該バイオ後続品の規格単位数量の割合が80%以上となるバイオ医薬品の成分の数が、当該保険薬局において調剤実績のあるバイオ医薬品の成分数の60%以上であることが望ましい。
- (2) バイオ後続品の調剤を積極的に行っている旨を当該保険薬局の内側及び外側の見えやすい場所に掲示すること。

特定薬剤管理指導加算3の口

特定薬剤管理指導加算3の口の算定要件に一般名処方による処方箋の交付を受けた患者又はバイオ後続品が処方された患者に対して、バイオ後続品の品質や有効性、安全性について説明を行うことに対する評価を、特定薬剤管理指導加算3の口に追加されます。

<参考>（処方箋料の見直し）

バイオ後続品の使用促進の観点から、一般名処方加算について、バイオ後続品のあるバイオ医薬品の一般名処方を行う場合も評価の対象とする。

出典：厚生労働省_中央社会保険医療協議会 総会（第647回）（2026/2/13）総-1 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70414.html